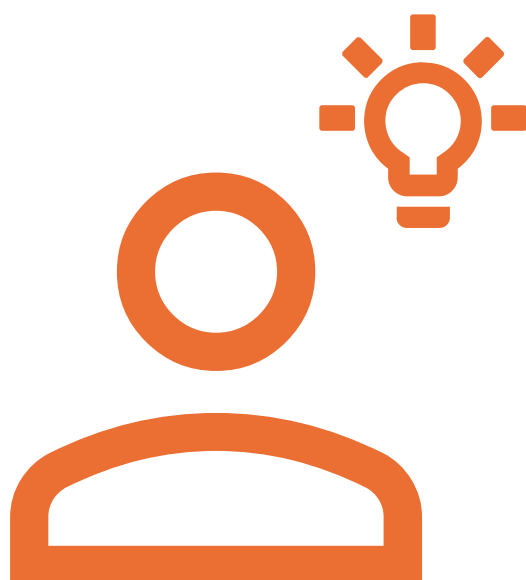


いじめの重大化を防ぐための 留意事項集



令和 7 年 1 1 月

こども家庭庁
文 部 科 学 省

1 はじめに

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」（令和4年法律第77号）は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として制定されました。同法第3条にはこども施策を行うに当たっての基本理念が定められており（※1）、その理念を実現するために対応すべきこどもをめぐる課題として、いじめは重要な課題の一つと言えます。

いじめの重大事態の発生件数は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に一旦減少したものの、その後は増加傾向にあり、令和5年度は過去最多の1,306件となりました。このうち、いじめとして認知していたものが816件（62.5%）、いじめとして認知していなかったが、いじめに該当し得るトラブル等の情報があつたものが222件（17.0%）となっており、これらは、既にいじめを認知していたか、いじめに該当し得るトラブル等として把握していた事案が重大化したものと言えます（※2）。仮に認知・把握した時点で適切な対応がなされていれば、重大事態に至らなかった可能性も考えられ、いじめを早期に発見し迅速に対処することの重要性を改めて認識することが必要です。

こうした憂慮すべき状況を踏まえ、令和6年11月に開催された「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」では、いじめ防止対策の更なる強化策の一つとして、国に提供された重大事態調査報告書（以下「調査報告書」という。）を活用したいじめの質的分析のための専門家会議を設けることが盛り込まれました。そして、令和7年1月に、こども家庭庁・文部科学省共管で「いじめの重大化要因等の分析・検討会議」（以下「会議」という。）を設置し、その後、令和7年9月までに計9回の会議を開催しました。この会議では、なぜいじめが重大化してしまったのか、どうすればいじめの重大化を止められたのかという問題意識から、32の調査報告書について分析と議論を重ねてきました。この「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」（以下「本資料」という。）は、本会議構成員による、いじめの重大化を防ぎ、こどもたちの生命と人権を守るという強い決意の下で取りまとめられたものです。

会議において確認されたことの一つは、学校や教育委員会等における日常的な取組と問題に気付いたときの初動がいかに大切か、ということです。多くの調査報告書には「本来やるべきことができていなかった」「いじめの重大化を防ぐための取組が形だけとなり中身が伴っていなかった」という指摘が共通して見られました。こうした点を踏まえ、本資料においても、こどもの話を丁寧に聴くことをはじめとした、生徒指導の基本的な取組が取り上げられています。さらに、留意事項とは別に、いじめの防止や重大化予防に向けて日頃から全ての学校・学級において意識していただきたい4つの視点を「いじめの防止・重大化予防のための全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり」としてまとめました。教職員の皆様におかれましては、日頃から大変な努力をされていると存じますが、こどもたちを守るために改めて日常的ないじめへの対応や学級経営の在り方、こどもたちとの向き合い方を顧みるとともに、教職員が課題や問題を一人で抱え込むことなく、チームで対応していくといういじめ対応の基本に立ち返るきっかけとしていただければ幸いです。

また、いじめ対策は学校だけで対応する問題ではありません。「社会総がかりでいじめの防止に取り組む」という基本的な考え方に立って、学校だけでなく、保護者、国、地方公共団体、こどもをめぐる関係機関、地域住民などの関係者が連携し、信頼関係を築き、こどもをまんなかに据えて取り組んでいくことが何より重要です。いじめの重大化を防ぐことは、こどもの健やかな成長やウェルビーイングの向上に直接つながるものであり、各関係者が当事者意識を持ち、一丸となって対応していかなければなりません。このため、こどもたちと、こどもに関わる大人の皆様に向けて、いじめの防止・重大化予防のために必要な視点や行動を、メッセージにまとめましたので御一読ください。

こどもに関わる全ての関係者におかれましては、本資料を積極的に活用しつつ、いじめの重大化予防に取り組んでいただくようお願い申し上げます。そのことを通じて、いじめそのものの未然防止にもつながることを期待いたします。

なお、本資料の作成及び調査報告書の分析に当たっては、いじめの重大化要因等の分析・検討会議の構成員及び公益社団法人子どもの発達科学研究所の多大なる御協力を頂きました。ここに記して感謝申し上げます。

(※1) こども基本法（令和4年法律第77号）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(※2) 令和6年度の調査結果について

令和7年10月に公表された「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめの重大事態の発生件数は1,405件となり、このうち、いじめとして認知していたものが915件（65.1%）、いじめとして認知していなかったが、いじめに該当し得るトラブル等の情報があったものが206件（14.7%）となりました。

2 本資料について

- 本資料は、令和7年1月から9月までの間に開催された会議において、32の調査報告書について、
 - ・いじめの重大化を防ぐための対応
 - ・いじめの重大化につながり得る要素・特徴といった観点から分析し、得られた留意事項を整理したものです。
- 分析対象とした32の調査報告書は、文部科学省及びこども家庭庁に提供された調査報告書のうち、以下の基準に基づき選定しました。
 - ①こどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事例（相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事例も含まれる）
 - ②公平性・中立性が確保された組織（第三者委員会）によって調査が行われた事例
 - ③調査報告書の記載内容から分析が可能な事例
- 各留意事項は、概要、調査報告書から読み取ることができたいじめの重大化のプロセス、対応のポイント、チェック項目から構成されています。特に「対応のポイント」は、会議における委員の御意見等を踏まえて作成しています。
- 本資料は、今回選定した32の調査報告書及びその分析・検討を踏まえて作成したものであり、重大化要因の全てを網羅するものではありません。したがって、その他にも留意すべき事項があり得ることから、教職員の皆様が培ってきた経験を踏まえつつ、本資料を効果的に御活用ください。また、実際のいじめ対応に当たっては、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）や、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。平成29年3月14日最終改定。以下「基本方針」という。）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版。以下「ガイドライン」という。）に沿って御対応をいただくとともに、「生徒指導提要」（令和4年12月）などの関連文書も参照しつつ、いじめ対策に取り組んでいただくようお願いします。
- 本資料と併せて、各留意事項の内容を、事例に即して学ぶことのできる研修用事例集を作成しましたので、教職員を対象とする研修等で御活用ください。

[いじめの重大化を防ぐための研修用事例集](#)



いじめの重大化を防ぐための
研修用事例集



令和7年11月
こども家庭庁
文部科学省

（※１）いじめの「重大化」の意味について

本資料におけるいじめの「重大化」については、第一に、法第28条第1項に規定する「重大事態」に該当する事態となったこと、第二に、いじめの行為や態様がエスカレートして深刻化したことという2つの意味があります。原則として第一の意味で「重大化」という文言を使用していますが、文脈に応じて第二の意味で使用している箇所もありますので御留意ください。

（※２）児童・生徒の用語について

本資料では、法第2条第3項の定義や基本方針における表記を踏まえ、「児童生徒」という表記を主に用いています。「児童」は主に小学校に在籍する子、「生徒」は主に中学校及び高等学校に在籍する子の呼称です。なお、文脈に応じて「こども」と表記している箇所もありますので御留意ください。

（※３）「生徒指導」の定義について

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことを言います（「生徒指導提要（令和4年12月）」参照）。※2で記したとおり、「生徒」は主に中学校及び高等学校に在籍する子の呼称ですが、「生徒指導」の定義上、その対象には児童・生徒双方が含まれます。

3 目次

I 留意事項 7

1 いじめの重大化を防ぐための対応

- 【1-1】 児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応 8
- 【1-2】 言葉以外のサインの察知 11
- 【1-3】 特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解 13
- 【1-4】 特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援 16
- 【1-5】 児童生徒が傍観者にならないための環境づくり 18
- 【1-6】 いじめ対策における組織的対応 21
- 【1-7】 いじめを行った児童生徒への対応 27
- 【1-8】 地域の関係機関との連携 30
- 【1-9】 保護者・地域と協働したいじめ対策 32
- 【1-10】 法、基本方針、ガイドラインに基づく対応 35

2 いじめの重大化につながり得る要素・特徴

- 【2-1】 教職員の学級環境、児童生徒間トラブルへの慣れ 38
- 【2-2】 進級・進学、転校等の環境の変化 40
- 【2-3】 交際関係の開始・解消、性的ないじめ 43
- 【2-4】 インターネット・SNSにおけるいじめ 45
- 【2-5】 閉鎖的な集団におけるいじめ 47

II いじめの防止・重大化予防のための全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり 49

III こどもたちと、こどもに関わるおとなの皆様へのメッセージ 53

参考資料 62

- いじめ防止対策推進法
- いじめの防止等のための基本的な方針
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト
- 生徒指導提要

I

留意事項

1 いじめの重大化を防ぐための対応

1-1

児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応

児童生徒からいじめや人間関係のトラブルについて訴えがあったり、いじめアンケートに記載があったりしたときは、本人が安心できる環境で個別に話を聴くなど、まずはしっかりと当該児童生徒の話を傾聴することが必要。その上で、訴えの内容を「学校生活においてよくあること」「児童生徒同士で解決可能なこと」などと先入観で決めつけるのではなく、既に深刻な状況に陥っている可能性もあることを念頭に、児童生徒が置かれている状況を理解し、寄り添いながら対応策を検討することが重要である。

(1) 報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 児童が悪口などのいじめを受けていることを訴えた際に、深刻に受け止めず聴き流しておくよう助言するに留まり、当該児童の気持ちや希望する対応を確認せず、また、いじめを行った児童にも十分に指導をしなかった結果、当該児童に対するいじめが長期化し、不登校状態に至った。
- 生徒がアンケートにいじめに関する内容を記載したが、担任は日頃の様子から単なる生徒間トラブルと認識し、当該生徒が困っていることや悩んでいることについて丁寧な聴き取りをせず、いじめの解決には本質的につながらなかった。
- いじめを受けた生徒は、道徳の授業の際に「みんなの前では元気にふるまっても、一人のときは暗い」などと自分の気持ちを吐露したが、担任は、中学生なら誰しも抱く心情と判断し、本人への声掛けや確認を行うことはなく、当該生徒のSOSのサインは見過ごされた。
- 生徒が心身の苦痛を度々教員に訴えたにもかかわらず、教員が「いじめ」と認識せず、「生徒間トラブル」「お互い様の行為」「じゃれあい」と認識し、支援がなされないことで重大化を招いた。

(2) 対応のポイント

- いじめアンケートにいじめに関する内容の記載があったにもかかわらず、教員が、アンケートに記載した児童生徒に対し、どのような対応を望んでいるかを確認したり、関係児童生徒に事実の聴き取りをしたりすることをせず、児童生徒間の問題として処理してしまう場合があった。こうしたきめ細かな対応の漏れが重大化につながり得ることから、いじめの兆しを感知したら、迅速に丁寧な聴き取りを行う必要がある。
- 児童生徒のトラブルについては、本人の話を傾聴し、トラブルが生じた理由や全体像を丁寧に探ろうとする態度が重要である。また、児童生徒の話を傾聴することは、いじめの重大化予防に限らず、他の生徒指導上の問題の予防のためにも必要である。
- 児童生徒の話を聴くときは、事実を確認するとともに、心情にも焦点を当てて、児童生徒の気持ちを尊重することが重要である。また、対応する大人の側が思い込みや先入観にとらわれていないか、十分に自己を点検しながら対応することが求められる。
- 児童生徒の話を聴く際は、「はい」「いいえ」で答えられる質問（クローズドクエスション）だけでなく「最近クラスはどう？」など児童生徒が自由に答えることができるような質問（オープンクエスション）で尋ねたり、教職員が答えを誘導するような質問は避けたりすることが望まれる。児童生徒が黙り込むなど答えに困る様子であるときには時間をかけてじっくり話を聴くなど、児童生徒が自分の言葉で話すことができるよう工夫する必要がある。
- 児童生徒からいじめや人間関係のトラブルについて訴えや相談があったときは、決して後回しにせず「まずは話を聴く」という姿勢をとることが重要。そのような傾聴の姿勢がこどもの意見を表明する機会を確保することにもつながる（こども基本法第3条第3号（※））。その場で話を聴くことができない事情がある場合は、話を聴く日時を約束する、養護教諭やスクールカウンセラーなど児童生徒が安心して話ができる教職員に対応を依頼するなど、児童生徒の思いに可能な限り迅速に、真摯に応えるようにする。特に児童生徒の場合、時間を置くことで話そうという思いが薄れたりなくなったりしてしまうことがあるため、速やかに対応することを心がける必要がある。

- いじめアンケートへの記載も含め、児童生徒が自身の状況や気持ちを訴えてきたときは、「つらい、いやだと感じていることは何か」「具体的にどのような行為をやめてほしいのか」という現状を尋ねるとともに、「今後、いじめを行った児童生徒とどのように関わっていきたいか」「学校生活の中で配慮してほしいことは何か」など、対応に関する内容も含めて、時間をかけて希望を聴き取り、本人に寄り添うことが重要である。

(※) こども基本法（令和4年法律第77号）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

チェック項目

- 児童生徒からいじめや人間関係トラブルについて相談があったときに、教室ではない場所など、他の児童生徒に会話が聞こえない安心できる環境で個別に話を聴くなどの工夫をしていますか。
- 児童生徒からの相談やいじめアンケートへの記載について、事実を整理しながらいじめの内容を具体的に聴き取り、事実確認をしていますか。
- 児童生徒からの相談について、児童生徒の立場に立って状況や心情を理解し、児童生徒の希望を聴いて対応策を検討していますか。

1-2

言葉以外のサインの察知

1

いじめの重大化を防ぐための対応

児童生徒の「大丈夫」「何でもない」という言葉の裏に、児童生徒が真に伝えたいと思っていることが隠れていないか、本音を言語化できていないのではないかなど、立ち止まって考えることが必要である。また、SOS（助けて）を必ずしも言葉で表現できない児童生徒もいるため、本人の声のトーン、表情、態度、体調、食欲などに注意し、普段の様子と異なる場合には声掛けを行ったり、保護者と連携したり、学校全体で情報共有を行ったりすることが重要である。

（１）報告書から読み取れた重大化のプロセス

- いじめを受けた生徒が心理的不調の理由を言語化することが苦手であり、教員がその状況を的確に把握できなかったことが、重大化につながった。
- 児童生徒の言動に気になる点があったため「大丈夫？」と声を掛けたが、当該児童生徒から「大丈夫です」「何でもないです」と返って来たので、特段の対応を行わなかった。児童生徒の「大丈夫」という言葉に安心してしまった結果、いじめの対策の遅れにつながった。

（２）対応のポイント

- 児童生徒の中には、本当は教職員に相談したいという思いを持ちながらも、相談することで「弱い人間と思われたくない」「迷惑をかけたくない」といった心理により、相談を躊躇している者がいる場合もある。
- 同様の理由から「大丈夫？」と聴かれると、反射的に「大丈夫」と答えがちであるため、「〇〇さんと最近どう？」「最近、体調や気持ちはどう？」など具体的な問いかけをする必要がある。また、教職員の一度の声掛けでは話せなかったことも、継続して声掛けを行うことで児童生徒が本当に相談したいことを話せるようになることもある。

- 児童生徒から「大丈夫」「何でもない」という言葉があったとしても、表情や行動を観察して違和感があった場合は、継続して見守り、時間を置いて様子を尋ねるなどの工夫が重要である。
- いじめアンケートにいじめがないと書かれていたとしても、不安な様子が見られた場合は、児童生徒の行動を注視しつつ、声を掛けるなどの対応が必要である。

チェック項目

- ❑ 児童生徒から「大丈夫」「何でもない」という言葉があったとしても、真に伝えたいと思っていることがないか、本音を話せていないのではないかなど、立ち止まって考えていますか。
- ❑ 児童生徒の話を聴くとき、声のトーン、表情、態度、体調、食欲など、言葉以外にSOSのサインがないか、よく観察していますか。
- ❑ 児童生徒に状況を確認するとき、「大丈夫？」と聴くのではなく、「〇〇さんとは最近どう？」「最近、体調や気持ちはどう？」のように具体的に問いかけ、児童生徒の言葉を引き出すように心がけていますか。
- ❑ いじめアンケートで特段訴えの記載がなかった場合も、不安な様子や気になる態度が見られたら、児童生徒の行動を注視し、声を掛けるなどの対応をしていますか。
- ❑ 1人1台端末を利用した心の健康観察や教育相談の充実などにより、また、日常적인見取り（出席を取ったときの返事の様子やノートの字の筆圧の変化など）を通じて児童生徒のメンタルヘルスの状態や人間関係を積極的に把握しようとしていますか。

1-3

特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解

1

いじめの重大化を防ぐための対応

特別な支援を必要とする児童生徒が安全安心な学校生活を送ることができるよう、教職員が児童生徒一人一人の特性に対して理解を深めることが重要である。また、児童生徒が多様性を尊重し、互いを理解しようとする機会を日常的につくるとともに、本人や保護者の希望を聴きながら、必要に応じて学級内の児童生徒へも当該児童生徒の特性の理解を促すなどの働きかけを行うことを検討する。

(1) 報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 特別支援教育におけるアセスメントと指導・支援プランが「通級による指導」(※)以外の日常的な教育活動や生徒指導場面においては生かされておらず、特別支援教育担当者と生徒指導担当者との連携が図られていなかった。また、担任と生徒指導担当者を中心とした対症療法的な指導が中心だった。そのため、当該生徒の問題行動や非行の背景にある心理・発達課題や環境要因についての分析が十分になされず、いじめ被害についての認識も不十分となった。
- 学校はいじめを受けた児童の発達特性にのみ着目し、いじめと認知して対応ができず、重大化を招いた。

(※) 「通級による指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態のことをいう。通級による指導では、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行う。

(2) 対応のポイント

- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムにおいては、教職員や児童生徒が多様な背景を持つ児童生徒の特性を互いに理解することが求められる。また、教室や授業などにおいて、障害のある児童生徒等にとって適切な学習環境を整備するため、社会的障壁をどのように取り除き、多様な児童生徒が共に学級の中で安全安心に過ごすことができるのかを検討する必要がある。
- 学校だけでは児童生徒の特性への適切な対応や、その対応について保護者と合意形成を図ることが難しい場合があるので、教育委員会や地域のこども家庭センターなどの福祉関係機関へ相談したり、学校にそれらの機関から職員を派遣してもらい助言や支援を受けたりすることが有効である。
- 認知、行動、コミュニケーションの特性が相対的に多数派とは異なる児童生徒を周囲がネガティブに認識したり、問題のある児童生徒として認識したりすることで、いじめにつながる可能性がある。このため、教職員は認知の仕方やコミュニケーションの仕方は障害の有無に関わらず多様であることについて理解を深めるとともに、異なる特性のある者同士がどのようにすれば円滑にコミュニケーションを取れるか、また、お互いに安心して授業や活動に参加することができるか、こどもたちと日常的に共に考えることが必要である。
- すべての児童生徒が安心して授業等に参加し、達成感を獲得し、自己実現を図れるようにするなど、児童生徒一人一人のウェルビーイングの向上を目指すことが重要である。その上で、特別な支援を必要とする児童生徒については、教職員や周りの児童生徒の適切な理解を促す環境づくりが重要である。その際、特別な支援を必要とする児童生徒が日常生活の中で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものであるという考え方（社会モデル）を踏まえることが重要である。
- そこで、学校やこどもたちが生活する環境における「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成25年法律第15号）に規定されている障害者を対象とした環境の整備と「合理的配慮」についての認識と実践が求められる。「合理的配慮」とは、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、学校の設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供され、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

- また、合理的配慮の内容は基礎的環境整備の状況によって変わり得るものであり、例えば、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供する、様々な学習ツールの選択肢を用意するなど、多様な背景を持つ児童生徒がいることを前提とした分かりやすい授業づくりや教室環境の整備といった「基礎的環境整備」も充実させていく必要がある。
- 発達障害を含む多様な児童生徒の特性を学級全体で共有する際には、個人情報保護の観点から、本人や家族の同意が必要となる。何のために学級内で情報共有する必要があるのか、また、情報共有としたら、児童生徒にどのような伝え方をするのが適切か等について、当該児童生徒・保護者との間で丁寧に話し合い、了解を得る必要がある。

チェック項目

- 児童生徒一人一人の特性について、保護者から話を聴いたり、医療や福祉などの関係機関と連携したりするなど、理解を深めるための取組を行っていますか。
- 多様な背景を持つ児童生徒を互いに認め、受け入れる学級の風土や雰囲気づくりに取り組んでいますか。
- 多様な背景を持つ児童生徒がいることを前提として、コミュニケーションの仕方は多様であることへの理解を深めるなどの基礎的環境整備に取り組み、特別な支援が必要な児童生徒に対して、社会的な障壁を取り除くための合理的配慮を行っていますか。
- 特別な支援を必要とする児童生徒の特性について他の児童生徒の理解を促すに当たっては、何のために情報提供するのか、また、情報提供としたら、どのような伝え方をするのか等について、当該児童生徒・保護者との間で丁寧に協議するなど、個人情報保護の観点に十分配慮していますか（病名・障害名を児童生徒・保護者の同意なく伝えることは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に抵触するとともに、プライバシーに関する権利等を侵害するおそれがあります）。

1-4

特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援

特別な支援を必要とする児童生徒がいじめに巻き込まれることのないよう、当該児童生徒に対し、**早期からの理解と支援及び中長期的な支援を徹底**する必要がある。

（１）報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 発達障害があり、情緒や行動に課題を有するいじめを受けた生徒の特徴を、教職員が深く理解し、精神医学の観点も加味した綿密な支援計画が入学当初から実践されていれば、いじめを受けた生徒へのケア・対応はより早期・適切になされていた可能性がある。
- 特別支援教育の対象となっている生徒については、様々な形で対人関係上の困難が生じやすく、いじめ被害が深刻化するリスクが高い。したがって、いじめを予防し、早期に発見し、しっかりとしたアセスメントに基づいて早期の支援や指導につなげる意識が極めて重要だが、そのような意識が決定的に欠けていた。

（２）対応のポイント

- 発達障害のある児童生徒等は、周囲の適切な理解や支援がない場合に対人関係等においてトラブルが生じる可能性があり、**加害・被害の両面において、いじめ問題に巻き込まれるリスクが高いと考えられる**。例えば、不注意や衝動性、多動性といった行動面の困難さに対する適切な支援がない場合、他の児童生徒との円滑なコミュニケーションや集団参加に関する困難が生じることがある。
- 行動上の問題の背景には、発達障害の特性に由来する**認知や行動、コミュニケーションのずれ**に加えて、不公正に扱われたり不適切な対応を受けたりする中での**「傷つき体験」**の可能性がある。

- 発達障害のある児童生徒が、被害であれ加害であれ、いじめに関係している場合には、早い段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行うなど、多角的な視点から組織的対応を進めるとともに、必要に応じて医療や福祉など学校外の専門機関と連携することが求められる。

チェック項目

- 特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、それに基づき早期から支援を行い、いじめに巻き込まれることがないように丁寧に対応することができていますか。
- 特別な支援が必要な児童生徒への支援の状況（支援内容、合理的配慮の提供の状況）について、学校内で共有がされていますか。
- いじめ対策を担当する生徒指導担当者と、特別支援教育担当者、教育相談担当者の連携は密になされていますか。
- 医療、心理、福祉など学校外の専門機関と必要に応じて連携しながら支援を行っていますか。加えて、専門機関との連携に当たっては、何のために情報提供するのか、また、情報提供するとしたらどのような伝え方をするのか等について、当該児童生徒・保護者との間で丁寧に協議するなど、個人情報保護の観点に十分配慮していますか（病名・障害名を児童生徒・保護者の同意なく伝えることは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に抵触するとともに、プライバシーに関する権利等を侵害するおそれがあります）。

1-5

児童生徒が傍観者にならないための環境づくり

いじめを見て見ぬふりすることで、いじめに暗黙の了解を与える「傍観者」が、いじめをエスカレートさせる場合がある。また、インターネットやSNSによるいじめを教職員が把握することは難しく、この領域でのいじめに気付いた児童生徒がどのような行動をとれるかは特に重要となる。

このため、まずは児童生徒と共にいじめの定義・具体例を確認した上で、いじめに気付いたときに何ができるか議論して考える機会を設けたり、いじめを発見したら教職員に知らせるよう呼びかけたりすることが有効である。また、その前提として、教職員は、児童生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、声を上げた児童生徒の秘密を守るなど相談や情報提供をしやすい環境を整える必要がある。さらに、教職員においては普段から集団全体にいじめを許さない気運醸成を図るなど、**児童生徒が傍観者にならないように、具体的な行動を起こすことや児童生徒同士で支え合うことができる環境をつくる必要がある。**

(1) 報告書から読み取れた重大化のプロセス

- いじめが起こった学年は、活発な学年で、児童同士で手がすぐに出ること、言葉巧みに相手に嫌な思いをさせたり傷つけたりする言動があることなど、トラブルが常態化しており、学年全体としていじめに対する認識が希薄で、いじめが起こりやすい雰囲気があった。その結果、多くの児童がいじめに関わることとなり、いじめを受けた児童に関する「替え歌」等のいじめが日常化し、多数の傍観者がいじめ行為を黙認することで、いじめを受けた児童は孤立感を深めた。
- 友人グループ内での無視や排除行為がいじめと認定された事案で、当初はいじめを受けた生徒といじめを行った生徒の二者間のトラブルであったが、いじめを行った生徒がいじめを受けた生徒を無視する行動に、同じグループ内の他の生徒も同調するようになった結果、次第にいじめを受けた生徒は孤立し、グループでの居場所を失っていった。同調した生徒が無視する行動を問題と認識し、それを教員に早期に伝えていれば、より適切な対応がなされた可能性があり、生徒には「自分が関わらないことが、いじめに暗黙の了解を与え得ること」や「多数の者に同調した行動はいじめになり得ること」を知っておいてもらうべきであった。

(2) 対応のポイント

- いじめは、①いじめを受けた児童生徒、②いじめを行った児童生徒に加え、③はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、④その周辺でいじめを見て見ぬふりすることで、暗黙の了解を与えている「傍観者」の4層で構成されるという考え方がある。また、いじめを防ぐには、傍観者の中からいじめを進んで抑止する「仲裁者」や、いじめの存在を知らせる「相談者」が現れるかどうかポイントになるとも言われている。
- いじめは、いじめを受けた者だけでなく傍観者も傷つける。中には「なぜあのとき、声を上げられなかったのか」と強く後悔する児童生徒もいるため、**学校・教職員においては、「傍観者も救う」という視点を持つことが重要**と考えられる。
- いじめを目撃した児童生徒が声を上げ、傍観者にならないよう、「**ピアサポート（同じような立場や課題に直面する人がお互いに支え合うこと）**」に関する活動を検討するなど、**児童生徒同士で支え合うことができる環境づくり**に取り組むことも考えられる。
- 児童生徒がいじめを目撃し、教職員に伝えたほうが良いと思った場合であっても、自身が情報提供者であることを、いじめを行った児童生徒を含む他の児童生徒に知られたくないという理由から、教職員への情報提供をためらうことがある。そのような児童生徒から積極的に情報提供を促すためには、学校側において、例えば、いじめに関する情報提供の受け方を工夫する、情報提供を受けた後の対応のルールを明確化しておく等、児童生徒の不安を払拭するための措置を講じ、学校いじめ対策組織がいじめを解決する相談・通報の窓口として信頼が寄せられるようにする必要がある。
- 児童生徒に対しては、日頃から、教職員に訴えたこと・報告したことについては、当該児童生徒の希望を聴きながら、情報の発信元は絶対に明かさないなど、十分留意して取り扱うことを説明し、**声を上げた児童生徒を必ず守る姿勢を強く示すことが重要**である。そうすることで、いじめについて声を上げることが正しいことであるとの認識を得ることにつながり、いじめに気付いた児童生徒が声を上げる行動を取る気運が醸成される。
- 様々な教育活動を通じて、思いやりや規範意識、相手や周りを気遣う態度、他者との違いや多様性を認め合う態度を育むとともに、学校いじめ防止プログラムなどにおいて、いじめを見たり聞いたりしたときに何をすれば良いのかを伝えていく必要がある。

チェック項目

- ❑ いじめの重大化を防ぐためには、いじめに気付いた児童生徒が傍観者にならず、いじめを進んで抑止する、いじめの存在を知らせるなどの行動を起こすことを児童生徒に伝えることが重要であると理解していますか。
.....
- ❑ 学校いじめ防止プログラムなどの機会を捉えて、児童生徒にいじめを見たり聞いたりしたときに何をすれば良いのか考えさせていますか。
.....
- ❑ いじめに気付いた児童生徒からの情報提供があったとき、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝えるなど、当該児童生徒の不安を払拭するための対応について、教職員間で共通理解が図れていますか。
.....
- ❑ 児童生徒が相談したい時に相談できるように、日頃から信頼関係を築くことができますか。

1-6

いじめ対策における 組織的対応

1

いじめの重大化を防ぐための対応

いじめへの対応に当たっては、法に基づく学校いじめ対策組織を中核として、学校内外の連携に基づく組織的体制を構築し、その組織が真に機能するよう不断の取組が必要である。特にいじめに関する情報（教職員が感じた些細な兆候や懸念を含む）を把握した際の初動対応は重要となることから、対応方針やフローを可視化する、教職員の役割分担をあらかじめ決めておく、教職員間でいつでも話題にできるようにしておくなど、迅速かつ適切な対応ができるような工夫が必要である。

（１）報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 中学１年時のリストカットについて、報告書には全教職員で共通理解を図ったとのことだったが、事後調査において、「把握していない」という認識の教員も複数いた。組織的対応の不備が考えられ、そのことが重大化につながった可能性がある。
- 生徒指導担当者が日々発生する問題行動等への対応に追われ、アセスメントに基づかない対症療法的な指導に終始していた。当該生徒のケース会議に特別支援教育担当者が参加して積極的なアセスメント情報を提供していれば、いじめが認知されなかった事態は避けられた可能性がある。
- 各担任が関係生徒からの聴き取りを実施した後に、学校いじめ対策組織等が組織として、聴取した情報を総合的に分析し、どの事実が認定できるかを検討した形跡が認められなかった。聴き取り調査後の組織的対応が不十分であったために、いじめの重大化につながった可能性がある。

(2) 対応のポイント

- 児童生徒に最も接する機会の多い担任をはじめとした当該学校の複数の教職員等により構成される学校いじめ対策組織が、いじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織であることを全ての教職員が確認するとともに、情報や対応方針の「可視化（見える化）」や、教職員が発言することへの安心感を持てる状態（心理的安全性）の確保を図ることが必要である。
- いじめ事案の解消に向けて、学校いじめ対策組織等で事案を報告するなど、組織的に対応しているにもかかわらず、重大事態に至ってしまう事案もある。そうしたケースでは、学校が組織としていじめを認知したものの、単に「声掛けや見守りをしていきましょう」「記録をしっかりと取りましょう」「計画を策定しましょう」「意識啓発していきましょう」「関係機関と連携していきましょう」といったいじめの対応に関する抽象的な内容の掛け声に留まり、教職員で行うべき内容や対応方針、教職員間における役割分担等に関する具体的かつ実効的な取組がなされていなかった。
- いじめの疑いがあるときや、児童生徒の気になる言動があったとき、学校いじめ対策組織で組織的に対応を行うためには、ただ単に情報を共有するだけでなく、いじめの認知から対応までの過程、対応する教職員の役割分担、どの段階でどのような関係機関等と連携するのかなどを具体的に検討しておく必要がある。
- いじめに関する情報を入手し、緊急的な対応が必要だと判断した事案については、速やかにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えたケース会議において対応を検討し、関係する児童生徒への支援・指導を行うことが求められる。
- いじめアンケートを単に実施するだけでなく、その後の対応フローを明確にし、アンケートの結果によってどのように対応するのか、あらかじめ、学校いじめ対策組織を中心として学校全体で共通認識を持ち、実行していくことが必要である。なお、アンケート結果については担任だけが確認するのではなく、ダブルチェック（副担任や学年主任、生徒指導主事など、人を変えて再確認する）を行う必要がある。

- 組織的対応が上手くいかなかったケースとして、学校や学年を超えた対応が必要なときに引継ぎが十分でなかったもの、いじめが長期化して対応が進まなかったもの、いじめが学校内で頻発して対応が追いつかなかったものなどが見られた。このため、進学や転校で学校が変わった場合や人事異動等で対応する教職員が変わった場合でも過去の対応状況を把握し、継続して対応ができるように、**対応の経過を記録するとともに、学校間・教職員間での引継ぎを実施し、案件ごとに対応する教職員の役割分担を明らかにしておく等**、対応漏れがないようにすることが重要である。
- いじめ事案の内容や深刻さに応じて、機動的連携型支援チーム、校内連携型支援チーム、ネットワーク型支援チームのいずれにより対応するか判断し、事案に応じて適切に対応を行うことが重要である。（※）

（※）生徒指導上の課題に取り組んでいる児童生徒一人一人に対して、学校内の複数の教職員、関係機関の専門家、地域の人々等が、アセスメントに基づいて、チームで支援を行うことを「チーム支援」と呼び、その際に編成される支援チームとして以下のような形態が考えられる。
なお、25頁の「学校いじめ対策組織の対処イメージ」も参照。

・機動的連携型支援チーム：

機動的に課題解決を行うための、学級・ホームルーム担任に生徒指導主事や学年主任、教育相談コーディネーター等を加えた最小のチーム

・校内連携型支援チーム：

学校の教職員が連携・協働して課題解決を行うための、校内の校務分掌や学年を超えた支援チーム。「学校いじめ対策組織」はこれに相当する。

・ネットワーク型支援チーム：

より深刻な課題に対応するための、学校と関係機関等で構成される支援チーム

チェック項目

- 「学校いじめ対策組織」の構成員と役割について説明できますか。
.....
- 児童生徒間のトラブルなど気になることを把握した場合、どのような手順や方法で「学校いじめ対策組織」に報告するか、説明できますか。
.....
- 学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項である「アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル」について、自校の学校いじめ基本方針がどのような内容を規定しているか把握していますか。
.....
- 自校の学校いじめ防止基本方針に基づいて、アンケートやいじめの通報等により、いじめを疑うべき情報が得られた際の事実確認や情報共有の在り方等について、教職員の役割分担等も含めて、具体的に「いつ（タイミング）」「誰が（担当）」「何を（目的）」「どうするのか（方法）」などのフローを明確にしていますか。
.....
- いじめに対応する際には、対応方針や役割分担に基づく支援策を可視化するとともに、対応した内容やその結果を記録し、いつでも確認ができる状態にしていますか。
.....
- 学校のいじめ対策や組織的対応について、全ての教職員が共有できる機会が設けられていますか（校内研修や確認の機会の設定など）。
.....
- 学校、教育委員会は自らの組織的対応について評価、分析し、改善に努めていますか。

学校いじめ対策組織の対処イメージ

日常の観察、心の状態に関するアンケート、本人・保護者等からの訴え等

- ・ いじめ（疑いを含む）の情報を教職員が入手
- ・ 学校いじめ対策組織の窓口となる教職員（生徒指導主事等が想定される）への報告
- ・ 報告を受けた生徒指導主事等から管理職（校長、副校長、教頭）への報告

学校いじめ対策組織内の機動的連携型支援チームが対応

- ・ 初動対応として必要な対応（事実確認、対象児童生徒の安全確保、対象児童生徒・関係児童生徒への聴取）を開始
- ・ 対応の状況を踏まえ、管理職は、緊急的な対応が必要か否かを判断

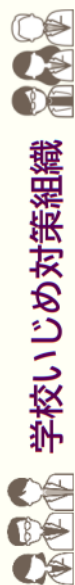
学校いじめ対策組織

年間計画に位置付けて開催

- ・ SC・SSWを含めた学校いじめ対策組織のメンバーが参加する会議体（機動的連携型支援チーム（担任、学年主任等）を含む）
 - ・ いじめの認知
 - ・ 事案の新規報告や進捗確認
 - ・ SC・SSWとも連携した事案の対応方針の確認
 - ・ 基本方針で定める「いじめの解消要件」を踏まえて、解消したかどうかの判断を実施 ※解消されていない場合は引き続き指導・支援を実施
- ※ 保護者には、随時、事案の進捗状況を伝える

【ポイント】

- 保護者への対応については、担当者を決めて複数で行うとともに、対応状況は学校いじめ対策組織内で共有（進捗確認）



学校いじめ対策組織

- 校長、副校長、教頭
- 養護教諭等、他の教職員
- SC、SSW（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）弁護士・医師・警察経験者等の専門的な知識を有する者

機動的連携型支援チーム

- 担任、学年生徒指導係、学年主任、生徒指導主事 等
- ※対象・関係児童生徒と近い担任が入る等事案によって対応者が変わることが前提

※必要に応じて、保護者、教育委員会、関係機関と連携

※ 機動的連携型支援チームについては、[生徒指導提要第3章3.4.2 \(p.91\)](#) を参照

【ポイント】

- 速やかな連絡が保護者の安心感につながるから、情報を得たら速やかに、対象児童生徒・関係児童生徒双方の保護者に連絡する
- 事実確認中であつたとしても、保護者に対して「対応中である」旨を一報する

即日対応

緊急対応が必要な場合に開催

- ・ SC、SSW等の専門的な知識を有する者を含め、緊急的に集まることができる学校いじめ対策組織メンバーの教職員を含めた会議体（機動的連携型支援チーム（担任、学年主任等）を含む）
- ・ いじめの認知
- ・ 対応方針と役割分担の確認
- ・ (例)
 - ✓ いじめを受けた児童生徒へのケア
 - ✓ 教育委員会への専門家等の派遣要請の検討
 - ✓ 警察等の関係機関への通報や相談の検討
 - ✓ 解消に向けた取組の検討（ケース会議等）
- ・ 合わせて重大事態かどうかを検討・判断
- ・ 状況に応じ、保護者、教育委員会、関係機関と連携した対応を検討

いじめの組織的対応例について

いじめの情報を担任が入手

こころのアンケート結果を確認中に「最近友達に無視されていてつらいです」という生徒Aの回答を発見。

- ・ Aの担任から学校いじめ対策組織の窓口となる生徒指導主事Zへの報告
- ・ 報告を受けた生徒指導主事Zから管理職（校長、副校長、教頭）への報告

学校いじめ対策組織内の機動的連携型支援チーム

- 【初動対応】
- ・ 担任がAとの面談を実施（事実確認・安全確保）
 - ・ 学年主任が名前の挙がったBへの聴き取りを実施
 - ・ A・Bの担任
 - ・ A・Bの学年主任
 - ・ 生徒指導主事

- ・ 校長、副校長、教頭

いじめの事実を 確認

面談・聴き取りにおいて
SNSでの加工画像の流出を確認
リストカットの形跡を発見するなど
緊急的な対応が必要と判断した場合

学校いじめ対策組織

【構成員】校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・SC等（機動的連携型支援チームを含む）

- ・ いじめの認知
- ・ 事案の報告（事実確認した内容等）、進捗確認（AとBへの支援・指導、保護者への連絡状況）
- ・ 状況により重大事態認定の検討・判断
- ・ 今後の対応方針の確認（誰が何を行うかの役割分担、次回会議までの支援目標の設定と共有）
- ・ いじめの解消の判断を実施（Bの行為、Aが苦痛を感じているかどうかの定期的な状況確認）

※ 解消されていない場合は引き続き指導・支援を実施

教育委員会

これらの対応を円滑に進めるためにも、全ての教職員が学校いじめ防止基本方針等の理解を深めておくとともに、警察との連携を含めた、いじめに対処する措置について、学校いじめ防止基本方針を用いて児童生徒や保護者に説明する機会を設定するなど、日常的な備えを徹底することが重要。

保護者

- ・ その日のうちに、事実確認を行ったこと、把握できたこと、現時点での今後の対応についてA・B双方の保護者に連絡（担任と学年主任で分担）
- ・ 家庭での生徒の様子の見守りとともに、不安なことがあった場合の連絡を依頼
- ・ 生徒指導主事は、状況をとりまとめ、学校いじめ対策組織内で共有

学校いじめ対策組織（即日対応）※校長が組織を招集

※ SC、SSW等の専門的な知識を有する者を含め、緊急的に集まることが
できる学校いじめ対策組織メンバーの教職員（機動的連携型支援チームを含む）

- ・ いじめの認知
- ・ 対応方針の確認
 - ✓ 教育委員会へのSCSV・SSWの派遣要請
 - ✓ 学校・警察連絡員（学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員）を通じた相談
 - ✓ ケース会議
- 対応の役割分担と対応方針の決定
定期的な情報共有と支援の評価
- ・ 重大事態認定の検討・判断

保護者・教育委員会・関係機関

- ・ 対応方針を踏まえたAとBへの支援・指導
- ・ 進捗状況の確認・共有と支援・指導の評価と改善

1-7

いじめを行った 児童生徒への対応

1

いじめの重大化を防ぐための対応

いじめを行った児童生徒に対し、形式的な謝罪を求めたり言葉上での反省をさせたりするだけでは、いじめを行った児童生徒の行動変容に至らず、いじめが再発したり教職員に見えないところでエスカレートしたりしてしまう場合があることから、自分の行ったことの重大性を理解させるなど毅然とした対応を行うことが重要である。

一方で、いじめの背景には普段の生活における不満やストレス等が影響している場合もあるため、いじめを行った児童生徒に対してはアセスメントを行った上で、その児童生徒に応じた継続的支援が必要であり、必要に応じて専門機関（児童相談所、医療機関等）の支援を受けることも検討すべきである。

（１）報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 著しい行動・情動の課題がある生徒がいじめを行ったときに、問題解決に至る具体的指導が行われなかった。また学校と児童相談所、医療機関等との情報共有が不足していた。
- いじめを行った児童によるいじめが継続していたことに鑑みると、いじめを行った児童に対する学校の対応は不十分であり、いじめを受けた児童に対する複数の学校関係者による見守り等の体制を早い段階で構築すべきであった。
- いじめを行った生徒は小学校から児童間でトラブルを起こすことが多く、教員等から指導を受ける（怒られる）ことに慣れてしまっていた。形式的な謝罪によって事案を解決させるという指導が繰り返された結果、特にいじめを行った児童の間で「謝れば許される」という間違った理解が醸成され、自身が行った行為の意味を真に理解する機会もなく、本質的な反省がないままに中学校に進学した可能性があり、そのことが重大化につながった。

- いじめを行った児童生徒に対しては、行動上の問題や困難さの背景にある環境要因まで含んだアセスメントに基づき、支援の視点を持って機を逃さず適切に個別の指導計画や支援方法、具体的な行動改善プラン（例：感情のコントロール、ソーシャルスキルトレーニング、ポジティブな行動強化のための手法）が提供されるべきであった。
- いじめは絶対に許されないことを、いじめを行った児童の状況に応じて指導することが重要である。また、このような指導は、担任やいじめを行った児童の保護者のみに委ねるのではなく、同じ学年の教員、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー等によっても積極的に行われるべきであった。

（２）対応のポイント

- いじめを行った児童生徒の中には、いじめを受けた児童生徒が深く傷ついているのにもかかわらず、自分がしたことは、いたずら、遊びというように軽く考えている場合など、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の認識に大きな乖離がある場合もある。教職員がいじめを行った児童生徒を指導するに当たっては、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には生命、身体又は財産を脅かす行為にもなることを理解させるとともに、**自らの行為の他者への責任を自覚させなければならない。**
- いじめを行った児童生徒には、単に「そのようなことをしてはいけない」と伝えることや形式的な謝罪をさせることだけで指導を終わらせることがないようにする。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールロイヤー等にも助言を求めつつ、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下で、**別室指導や特別の指導計画による指導、事例によっては出席停止、学校教育法に基づく懲戒、警察との連携による措置など、毅然とした対応を行う必要がある。**
- 同時に、指導に当たる教職員においては、**いじめ加害の背景には、学習や人間関係等のストレスが関わっていたり、いじめはしてはいけないことだと認識していても、自分が被害者となることへの回避感情からいじめに加担していたりするなど、様々な状況があり得ることを理解し、当該事案においていじめ加害の背景が具体的にどのようなものであるか把握（アセスメント）した上で、成長支援の観点から、いじめを行った児童生徒が抱える問題や取り巻く状況を解決するための具体的な対応方針を定めて指導を行う必要がある。**

- 学校や教育委員会において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、指導の効果を十分に上げることが困難な場合には、学校だけで抱え込まず、学校外の専門機関と連携して対応することが必要である。
- いじめを行った児童生徒の保護者に対しては、関係する児童生徒からの事実関係の聴取後、確認された事実関係等について迅速に連絡することが必要である。また、いじめを行った児童生徒の保護者の事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者からの相談に応じて助言を行うことが考えられる。

チェック項目

- いじめを行った児童生徒への指導として、行為を止めるよう声掛けをしたり、形式的な謝罪をさせたりするだけで、対応を終えていたことはありませんか。
- いじめを行った児童生徒に指導する際には、当該児童生徒が自分の行ったことの重大性を認識できるよう、毅然とした対応を行っていますか。
- いじめを行った児童生徒に対して、なぜいじめの行為をするに至ったか、その背景事情等についてもアセスメントを行った上で、継続的な指導・支援を行っていますか。

1-8

地域の関係機関との連携

いじめ事案について、学校だけでは対応できないと判断する場合は、適切な時期に地域の専門機関（医療、福祉、行政、警察など）と連携し、支援を得ることを検討する。その前提として、日常的に関係機関との顔の見える関係を作っておくことが重要である。

（１）報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 外部機関や専門機関とも継続して連携をとり、保護者とも協力しながら児童生徒への適切な支援方法を考えることが必要だった。
- 学校は、いじめを行った児童生徒の暴言等について市の教育センターのカウンセラーに相談し「もう少し様子を見ていく必要がある」と言われていたが、数回の相談の後、それ以上の具体的な連携・支援につながることはなく、いじめの被害が長期化し、重大化した。

（２）対応のポイント

- いじめ事案の背景に、発達障害の特性や家庭環境などの要因が関係している場合や、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校だけで解決しようとするのではなく、例えば、スクールソーシャルワーカーが調整役となり、児童相談所やこども家庭センターなどの福祉機関、児童精神科などの医療機関、警察や法務少年支援センターなどの関係機関に相談したり、協力を依頼したりすることが必要である。
- 学校は、スクールソーシャルワーカーを活用するなどして、関係機関等の業務内容を十分に把握・理解することに加え、地域の関係機関の担当者と定期的に情報交換を行うなど、日常的に顔の見える関係づくりに努める必要がある。そうすることで、事態が重大化する前に相談をすることが可能になる。

- 関係機関等の組織名・担当部署・所在地・連絡先・役割等を一覧にして全教職員に配布したり、職員室に掲示したりすることで、連携する必要が生じたときに速やかに動けるようにしておく必要がある。
- 児童生徒の対応を関係機関と連携して行う場合には、定期的な情報交換を通じて、互いに対応状況を確認する必要がある。

チェック項目

- どのような場合に、誰が、どの専門機関に協力を求めるのか、などについて整理し、全ての教職員において共通理解が図れていますか。
- 関係機関等の組織名・担当部署・所在地・連絡先・役割等を一覧にして全教職員に配布したり、職員室に掲示したりするなどしていますか。
- 犯罪であるいじめ事案等、その内容、深刻さなどによって、躊躇なく関係機関と連携していますか。
- 児童生徒の対応を関係機関と連携して行う場合には、情報交換を行う時期や頻度を定め、対応状況を適時確認していますか。

1-9

保護者・地域と協働した いじめ対策

入学式や年度初めの保護者会において、「学校いじめ防止基本方針」について説明し、いじめが起きた場合に考えられる対応や地域の関係機関等との連携の必要性について周知を図ることが必要である。また、「学校いじめ防止基本方針」を学校のHPに掲載する、コミュニティ・スクールの取組を活用していじめ対応に関する理解を求めるなど、保護者のみならず、地域住民に対しても、いじめの未然防止に対する意識の向上を図ることが重要である。

（１）報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 本事案では、いじめに対する危機意識の低さやいじめを問題だと感じる力が鈍くなっていたことが背景にあった。このように、いじめを行った生徒を取り巻く保護者、地域社会の在り方がいじめの重大化に影響を与えることがある一方で、それらが重大化の予防につながる可能性もあり、具体的には、学校に教職員以外の人（保護者、地域住民等）が適切に関与したり、学校外の専門機関に相談できたりするなどの環境があれば、いじめの重大化予防に結び付く可能性が極めて高いと考えられる。

（２）対応のポイント

- 調査報告書の中には、地域の空気感（いじめ、暴力を是認しないまでも、問題としない雰囲気）が重大化した事案の背景にあると指摘しているものがあつた。児童生徒が体罰や人権侵害（弱者へのパワーコントロール、ハラスメント）といった大人の違法・不適切な行動から学んでいる可能性があるため、周りの大人においても言動に留意が必要である。

- 教職員はもちろん、保護者や地域で児童生徒に接する大人が、いじめの未然防止、体罰の禁止、こどもの人権擁護について学び、大人自らが良いモデルとなり、人権を大切にする気運を醸成していく必要がある。
- 学校は、保護者、地域住民など多方面から情報を収集することにより、早期のいじめの発見や認知につなげることができる。そのため、教職員は日頃から、他の教職員や保護者、地域住民と積極的にコミュニケーションをとり、情報交換をすることが求められる。
- 学校から保護者へ速やかに連絡する事項をあらかじめ明確化しておき（例えば、児童生徒が転んでけがをした、児童生徒同士のけんかがあったなど）、いじめなどの重大なトラブルの発生時に限らず、日頃から気になった出来事についても躊躇せず、すぐに連絡することが保護者との信頼関係の構築に寄与すると考えられる。
- 家庭における児童生徒の様子は学校では知り得ない情報であって、いじめを把握する端緒として重要であることから、そのような情報について保護者から情報提供があった場合には、丁寧に聴き取り、当該児童生徒の学校における様子を注意深く見守る必要がある。
- 保護者からの情報提供により対応したことについては、速やかに保護者に報告することが望ましい。何らかの事情で聴き取り調査が実施できなかったり、対応に時間を要したりする場合には、途中経過を報告し、対応の見通しを連絡すると良いと考えられる。
- 保護者への情報共有については、担任に対応を任せきりにするのではなく、対応に迷う場合は速やかに相談ができるよう、担任を支えるチームを作るなど、組織的な体制を整えておく必要がある。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を積極的に活用し、学校の問題を地域と共有するとともに、多職種の人材を学校内で活用することも効果的と考えられる。

チェック項目

- ❑ 学校のHPに「学校いじめ防止基本方針」を掲載するなど、保護者や地域住民に対して、学校が行ういじめ防止対策について周知していますか。
.....
- ❑ 入学式や年度初めの保護者会等において、保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」や「学校いじめ対策組織」について説明し、いじめが起きた場合に考えられる対応や地域の関係機関等との連携の必要性について周知していますか。
.....
- ❑ 保護者や地域住民のいじめの未然防止に対する意識の向上を図るために、いじめの未然防止のために何をすべきか考える機会を作るなどの取組を行っていますか。
.....
- ❑ 保護者との信頼関係を築くため、いじめなどの重大なトラブルの発生時に限らず、日頃から気になった出来事についても躊躇せず、すぐに連絡することを心がけていますか。
.....
- ❑ 保護者からの情報提供により対応したことについて、速やかに保護者に結果を報告していますか。また、対応に時間を要する場合には、途中経過を適時報告するなど、対応の見通しを連絡していますか。

1-10

法、基本方針、ガイドラインに基づく対応

1

いじめの重大化を防ぐための対応

いじめ防止対策推進法では、「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係がある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義しており、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めている。また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、重大な被害等の「疑い」の段階からの調査・対応を求めている。こうした法、基本方針及びガイドラインに書かれていることを正しく理解し、対応していくことが求められる。

(1) 報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 教員のいじめの定義の理解が十分でなかったことに加え、担任から「BがAに先に手を出すことがたくさんあった。でも二人で仲良く遊んだりすることもあったので、いじめに該当するとは認識していなかった」「特にBがAだけに意地悪をしているわけではないので、いじめとは認識していない」といった話があり、Bの性格やAとBとの関係性を考慮し、いじめと捉えることを躊躇した可能性も考えられる。管理職はいじめに該当すると認識しながらも、組織的ないじめの認知には至らず、適切な初期対応が遅れた。
- 生徒及びその保護者からいじめによって不登校になったとの訴えがあり、その時点で不登校が継続していたことを把握していたにもかかわらず、教育委員会は学校への調査の実施などの指導を十分に行わず、結果として適切ないじめ対応や重大事態調査が行われなかった。

- いじめを受けた生徒Aの保護者からの相談によりいじめが発覚。学校は即日、いじめを行った生徒への事実確認を行ったが、いじめを受けたAに対して、聴取した内容を伝えることや寄り添うことはしなかった。また担任は、Aの保護者がいじめを行った生徒と直接連絡を取り合うよう指示し、対応を保護者に任せるような発言をした。いじめに対する学校の不適切な初期対応や寄り添う姿勢の不足が重大化の要因とされた。
- 学校はいじめの定義の理解や組織的対応の仕組みの構築が不十分であり、いじめの指導をこども同士の学び合いであると捉え、「いじめ」という言葉を避ける風土があった。また、いじめアンケートの実施も担任の裁量に任せていた。こうしたいじめ防止体制の機能不全が重大化を招いた。
- いじめを行った・いじめを受けた児童の担任は二人の関係性を把握しており、日常的にも注意深く見守り、問題が起きたときにはその都度指導していた。しかし、いじめであるという認識の不足から根本的な解決には至らず重大化した。

(2) 対応のポイント

- いじめが重大化した事案では、法や基本方針に定められた取組が適切に行われなかった、学校いじめ防止基本方針の教職員間での周知が十分でなかったなどの指摘が見られる。学校いじめ防止基本方針が校内で適切に機能しているか、学校全体で点検し、必要に応じてその内容を見直す機会を設けるとともに、その機会を捉えて法や（国の）基本方針の内容を振り返るなどの取組が有効と考えられる。
- 学校いじめ防止基本方針については、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得たものになるようにすることが、策定後に学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と適時意見交換を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。
- 児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような集団づくりを目指し、学校いじめ防止基本方針の策定及び見直しの際には、児童生徒の意見を取り入れたり、いじめの防止等について学ぶ、学校いじめ防止プログラムを実施したりすることが有効である。策定後は、全校集会、参観日の授業などにおいて学校いじめ防止基本方針を扱うなどし、児童生徒及び保護者の理解に努めることが望ましい。

チェック項目

- 法で示されているいじめの重大事態の定義を説明できますか。
- ガイドラインで示されている重大事態調査の流れを正しく理解して、重大事態への対応をしていますか。
- ガイドラインで示されている「いじめ重大事態に対する平時からの備え」を理解し、平常時からの備えを行っていますか。
- 児童生徒間のトラブルについて、経験則でいじめかどうか判断するのではなく、法の「いじめ」の定義に照らして判断するようにしていますか。
- 法第2条第1項のいじめの定義において、「行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と、いじめを受けた児童生徒の主観が重視されていることを踏まえ、心身の苦痛を感じていると思われる児童生徒から丁寧に話を聴き、その原因や背景を探ることを心がけていますか。
- 自校の学校いじめ防止基本方針の内容について説明できますか。
- 児童生徒がいじめの問題や学校いじめ基本方針について主体的に学び、考える機会を作っていますか。
- いじめ防止等に資する体系的かつ計画的に取りまとめた学校いじめ防止プログラムを年間計画に位置付けた上で実施していますか。

2 いじめの重大化につながり得る要素・特徴

2-1

教職員の学級環境、
児童生徒間トラブルへの慣れ

学級やホームルームが、いわゆる「学級崩壊」とされる状況にある場合や、当該児童生徒が頻繁にトラブルに巻き込まれているときに、教職員がそうした環境や状況に慣れてしまい、重大な事案が見過ごされてしまう可能性がある。

(1) 報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 全校生徒を対象にしたいじめアンケート調査の結果、多くの生徒が、一部の男子生徒を中心に日常的な暴力の存在を指摘していた。そのことが学校で常態化し、特別なことであるとは思われなくなってしまい、放置されていたことから重大化につながった可能性がある。
- 人間関係のヒエラルキー（階層）が小学校時代から出来上がっており、それがいじめを助長させ、次第にいじめ行為がエスカレートしていった。
- 特定の生徒に対する悪口・陰口やからかい、冷やかしなどがあったことに加え、その他の生徒への悪口・陰口等も確認された。汚い言葉や悪口が日常的に学級の中で飛び交っている学級環境は劣悪であったと推測でき、それが常態化していたことから必要な対応をしなかったことが重大化につながった可能性がある。
- いじめを行った生徒を中心とした力関係（パワーバランス）の上位の生徒から、グループの遊びの中で、一見じゃれあいとも受け止められるいじめが行われたため、周りの生徒も教員もいじめの認識が持てなかった。
- 騒がしく落ち着かない学級の状況の中、全体的な不安定な状況に慣れていたのか、担任は十数件に及ぶ深刻ないじめに全く気付くことがなかった。

(2) 対応のポイント

- 重大化したいじめ事案の中には、児童生徒間トラブルが日常化していたことで、教職員のいじめ認知の感覚が鈍くなり、いじめに気付かなかったり、実際に気付いていても「いじめ」とは認知されないままに時間が経過してしまったりすることがある。
- 無意識のうちに、教職員に確証バイアス（※1）や正常性バイアス（※2）が働いている可能性がある。こうした偏った思い込みや見過ごしを防ぐためには、担任以外の第三者（管理職やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の支援を得て、トラブルが生じている状況を正しく認識し、対応を検討する必要がある。
- 児童生徒間の関係性やこれに起因する問題については、教職員にとって授業やその他の関わりの中だけでは見えにくい場合があることから、そうした人間関係や児童生徒のメンタルヘルスの状態などを、アンケートや1人1台端末を利用した心の健康観察等によって把握することに努めることが望ましい。

（※1）「確証バイアス」とは、自分の考えや信念を裏付ける理論や情報だけを積極的に集めてしまう心理傾向のことを言う。例えば、自分の学級ではいじめは起きないものだと考えると、児童生徒同士が楽しく遊んでいる場面ばかりが目に入り、トラブルが見えにくくなることや、教職員が「この児童（生徒）たちは仲がいい」と認識することにより、その児童生徒間でトラブルが生じて「多少の問題はあるが、大きな問題ではないだろう」と思い込むことなどが挙げられる。

（※2）「正常性バイアス」とは、予期せぬ事態が起こっても「正常の範囲」と考えてしまう心理的メカニズムのことを言う。例えば、学級の中で児童生徒同士のトラブルが起きても「そのくらいはよくあること」と過小評価して捉えてしまうことなどが挙げられる。

チェック項目

- ❑ 児童生徒間トラブルが日常化している場合に、いじめに気付くのが遅れたり、いじめ認知の感覚が鈍くなったりすることがあることを理解していますか。
- ❑ 教職員の思い込みや見過ごしを防ぐために、第三者の視点を入れて、トラブルが生じている状況を正しく認識したり、対応を検討したりしていますか。

2-2

進級・進学、転校等の 環境の変化

進級・進学、転校等の児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する時期は、児童生徒の心の状態や人間関係が不安定になりやすい可能性があり、留意が必要である。また、転校時や進学時は、学校間で児童生徒への対応結果を含めた情報の引継ぎを適切に行うなど、多様な背景を持つ児童生徒や特に配慮が必要な児童生徒を見守る体制づくりをしておく。

（１）報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 過去のリストカットについて「全教職員で共通理解を図った」とのことだが、事後調査において「把握していない」と話した教員が複数いた。さらに、転校時の引継ぎも、転校後の孤立感や心理的負担に対する支援も不足していた。こうしたことから、いじめを受けた生徒への支援が遅れ、重大化を招いた可能性がある。
- いじめを受けた児童の前年の担任は定年退職し、児童の進級時に、児童の特性や児童同士の関係性について十分な引継ぎがなかった。そのため、当該児童が受けたいじめの深刻さやリスクを後任の担任が十分に把握できず、重大化につながった可能性が高い。
- 担任は、着任後に学級編成用の単票での引継ぎがあったのみであり、同じ学年の教員からもしじめを受けた児童についての引継ぎは特になく、その前の第2学年のことも知らないと説明した。このような当該児童が受けたいじめについての引継ぎがなかったことで、担任の指導・支援が遅れ、重大化に結びついた可能性がある。
- 事案の背景には、小学校低学年から続く人間関係のトラブルや、継続している事案の確実な引継ぎや追跡が十分になされていなかったことがある。

(2) 対応のポイント

- 重大化したいじめ事案の中には、入学、進級・進学、転校などの機会にそれまでのいじめを含む児童生徒の状況に関する情報の引継ぎが上手くいかず、支援の継続が十分になされていないものがある。こうした時期は、保護者もまたそれぞれの新しい環境に適応するのに一生懸命で、こどもに対する家庭でのケアが不十分となっている可能性もあることを念頭に支援に当たることが望ましい。
- 特に、転校時や進学時に学校間で引継ぎを行うときは、過去に生じていたトラブルが、当該児童生徒にとって重要な情報であると考えられる場合には、既に解決が図られていた（収束した）場合であっても、当該児童生徒や保護者の意向にも配慮しつつ、適切に引継ぎを行うことが必要である。その際、単にトラブルが生じていたことなどの事実のみを引き継ぐのではなく、トラブルに対してどのような対応を行って収束したのか、対応の結果、当該児童生徒間の関係がどのように変化したかなど、対応状況やその結果、その後の変化も含めた引継ぎを行うことが必要である。
- 引継ぎに当たっては、口頭での伝達に留めず、関係する資料や情報を文書化したものを用意するなどの工夫をすることも望まれる。そうすることで、関わる教職員が変わっても、実態に即した適切な見守り体制を継続することが可能となる。
- 入学、進級・進学、転校などの環境変化が大きいときに加え、夏休みなどの長期休暇明けも、児童生徒の心身の状態や人間関係が不安定になりやすく、いじめのリスクが高まる時期として留意する必要がある。また、例えば修学旅行や校外学習など、グループ単位で活動する時間のある教育活動では、児童生徒同士の関係性が変わったり、孤立を感じる児童生徒が生まれたりする場合があるため、細やかな目配りをすることが重要である。
- 入学、進級・進学、転校などの学校生活の変化に加え、家庭内の変化も含め、環境の変化は、いじめ発生のリスクだけでなく、こどものメンタルヘルスの悪化など様々な問題を引き起こしやすい。そこで、児童生徒同士の人間関係やメンタルヘルスの状態について把握・確認を行うとともに、いじめリスクの高まる時期を教職員が共有し、児童生徒の表情や様子、行動を観察して積極的に声を掛けるなど、学校全体で支援を行う必要がある。

チェック項目

- 入学、進級・進学、転校時、担任間又は学校間において、これまでの学校生活の中で生じたトラブルや特に留意が必要な人間関係などについて、十分な引継ぎがなされていますか。
- 入学、進級・進学、転校等、環境の変化や児童生徒の関係性の変化が大きく、孤立を感じることが予想される時期は、行動観察や声掛けを積極的行っていますか。
- 特に、夏休みなどの長期休暇明けや、修学旅行や校外学習などのグループ単位で活動する時間のある教育活動において、児童生徒同士の関係性や孤立感の発生などについて配慮し、対応を行っていますか。
- 1人1台端末を利用した心の健康観察や教育相談の充実などにより、また、日常的な見取り（出席を取ったときの返事の様子やノートの字の筆圧の変化など）を通じて児童生徒のメンタルヘルスの状態や人間関係を積極的に把握しようとしていますか。

2-3

交際関係の開始・解消、 性的ないじめ

児童生徒同士の交際関係の開始・解消が関係する場合、プライバシーへの配慮等から教職員が積極的な対応を躊躇することもあるが、交際関係をめぐるトラブルはいじめに発展しやすく、深刻な被害に結びつきやすいと考えられることから、関係者間で緊密に連携して早期に対応することが必要である。

また、性的ないじめは、いじめを受けた児童生徒に深刻な心身の傷を残すものであり、犯罪行為となる場合も多くあることから、警察とも連携しながら早期に対応すべきである。

2

いじめの重大化につながり得る要素・特徴

(1) 報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 重大な被害に至るまでに、いじめを行った生徒によるいじめや生徒間トラブルのほか、男女交際や受験期特有のプレッシャーなど、いじめを受けた生徒が学校集団における孤立感を深めたと思われるエピソードが複数あり、このような孤立感はいじめの重大化と密接に関係するものと考えられる。
- いじめを受けた生徒Aといじめを行った生徒Bは元々同じ女子グループに属していたが、AがBの元交際相手と仲良くしたことにBがひどく気分を害し、B及び複数の生徒がAと距離を置き、無視するようになった。そのような状況に心身の苦痛を感じたAは、高校を退学した。本件は女子生徒同士の単なるけんかと捉えるのではなく、日常の教育を通じて適切な人間関係の構築を支援することや教職員が直接介入することが必要であった。

(2) 対応のポイント

- 児童生徒間の恋愛・交際を巡るトラブルについて、プライバシーへの配慮から「これは生徒自身で解決すべき問題ではないか」「学校が踏み込んではいけないものではないか」と判断したり、「いじめではなく、恋愛トラブルではないか」と考えたりするため、いじめの認知や対応が遅れがちとなることがある。

- 「児童生徒同士の男女交際は好ましくない」といった価値観を無意識に持っている教職員がいると、男女交際に絡めて「いじめを受けた側にも非があるので」と捉えてしまい、正しいいじめの認知や対応が遅れてしまうことがある。
- 児童生徒の恋愛・交際をめぐるトラブルについては、教職員の対応や介入に限界がある場合もあることから、いじめの重大化を予防するためには、**スクールカウンセラーや養護教諭なども含めた複眼的視点から中長期的対応が必要**と考えられる。
- こどもでもインターネット等において、性に関する過激な情報に触れることができる一方で、性的なことへの配慮やデリケートな問題であることの認識が不十分な場合もある。そのため、性的ないじめを一種の遊びと捉えて行ってしまう危険性があるが、性的ないじめはいじめを受けた児童生徒を心身ともに深く傷つけるものであり、犯罪と認定される場合もあるため、**即時に対応し行為の重大性を教えることが重要**である。
- いじめに発展しそうな過激な言動や距離感が近すぎる場面などに直面したとき、教職員が対応に後ろ向きになったり、一歩引いてしまったりすることがあり得る。しかしながら、そうした**小さな気付きから声を掛けて言動を指導することはいじめ防止につながるため、教職員が連携して対応するなど、ためらわず行動する必要**がある。

チェック項目

- ❑ 児童生徒の恋愛や交際に関連したトラブルについて、担任だけで抱え込まず、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が話を聴いたり支援したりする体制が整っていますか。
- ❑ 様々な機会に、相手を思いやることの必要性、男女間のマナー、性的ないじめの問題について、児童生徒の発達の段階を踏まえた啓発を行っていますか。
- ❑ 深刻な男女間トラブルや性的ないじめについては、保護者との連携はもとより、警察等との連携を図っていますか。

2-4

インターネット・SNS
におけるいじめ

インターネットやSNSでのトラブルは保護者や教職員からは見えにくく、いじめに発展し、重大化しやすいことから、インターネットやSNSを利用する際のリテラシーや、困ったときには身近な大人に助けを求めることの重要性を伝える必要がある。また、保護者や教職員がインターネットやSNS上のトラブルを認知したときは、積極的に問題の把握や支援を行う必要がある。

(1) 報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 「死ね」「きもい」などの暴言に加えて、SNSでの揶揄行為（からかい）、プリクラの模倣や侮辱的投稿により、いじめがより深刻化した可能性がある。
- 学校はSNSトラブルを軽視し、いじめを受けた生徒本人に対応を任せ、保護者への連絡や調査等の対応を行わなかった。適切な対応がなされれば重大化に至らなかった可能性がある。
- SNS上のいじめは、①親しい友人関係の中で、極めて容易に、攻撃や無視、陰口、疎外等のいじめ関係が生まれる、②不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、短期間においていじめが深刻なものになりやすい、③一人が発信した悪口や攻撃的なメッセージに他者が軽く応じたり賛同したりするために、ブレイキがかかりにくくエスカレートしやすい、④その結果として、一人対多数の関係、孤立状況が生まれやすく、被害が深刻化しやすい、⑤写真や動画が簡単に送信できることによって、性的な映像が瞬時に広く回ってしまい、回復困難な被害につながりやすい、⑥SNS上のやりとりが基本的に大人の目の届かない場所で展開されるため、学校教員や保護者も気づきにくく、結果として継続しやすく、エスカレートしやすい等の特徴が認められる。

2

いじめの重大化につながり得る要素・特徴

(2) 対応のポイント

- インターネットやSNSの中では、児童生徒が悪意なく、若しくは軽い気持ちでいじめを行ってしまい、それが犯罪行為に該当する場合もある（児童生徒の裸の写真・動画の所持や送受信、対象となる児童生徒の名誉を毀損する内容の投稿など）。また、SNS上で発信したものは拡散されやすく、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないなど不可逆的な損害発生に至る可能性があるため、留意が必要である。
- インターネットやSNSを使うことのメリットと共にリスクを伝え、インターネット・SNS空間においても他者の人権を尊重する配慮が求められることを十分意識させる必要がある。また、SNSの利用に関する指導については学校だけでなく、保護者とも連携して行う必要がある。そのため、入学式や年度初めの保護者会において、スマートフォン・タブレット等を利用する際に、インターネットやSNSで他者の悪口を書かないことや、フィルタリングによって接続できるサイトを制限することなど、家庭での適切なルール作りの必要性について周知することが望ましい。
- SNSは表面からは見えにくいようないじめの場となるリスクが高い。情報モラル教育と併せて「困ったらすぐに相談する」「自分だけで問題を抱え込まない」ことを教える必要がある。また、SNSに限らず、こどもたちが閉鎖的な集団のみにとらわれ、その中での人間関係の悩みを深刻化させないように、他の居場所の選択肢を示すことも必要である。

チェック項目

- ❑ SNSを通じたいじめは表面から見えにくいいため、時間が経過すると深刻化、重大化しやすいことを理解していますか。
- ❑ SNSを通じたいじめに関する様々な問題について、児童生徒への指導だけでなく、保護者、地域と共に学び合う体制を構築し連携を図っていますか。
- ❑ 家庭においてスマートフォンやインターネット環境を与えるときは、こどもとの間で利用ルールを作ることや「困ったら大人に助けを求めること」を伝えるよう、保護者に依頼していますか。
- ❑ インターネットやSNSに限らず、相手を思いやることや、他者の気持ちに配慮することが大切であることを児童生徒に伝えていますか。

2-5

閉鎖的な集団におけるいじめ

部活動や児童生徒の入替えがない学級など、人間関係が固定化されていて閉鎖的な集団になりやすい場合は、その集団独特の価値観やルール（部活動での勝利至上主義など）が生じやすく、それがいじめの発生や重大化につながる可能性がある。閉鎖的な集団では、いじめ防止の観点からルール等の見直しを行うとともに、第三者の視点を入れたり、地域や家族など外部と関わりを持ち、意見を聴く機会をつくったりするなど、集団活動の閉鎖性を取り除き、外に開かれるようにしていく必要がある。

2

いじめの重大化につながり得る要素・特徴

（１）報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 部活動の活動時間や練習内容等、顧問一人で全てを抱え込むことで個人への負担感が増すこと、単独指導となり熱心であるほど俯瞰的観点が不足したり単一思考に陥りやすかったりすることなどによって、指導者がいじめ対応を十分にできず重大事態に結びついた可能性がある。
- 同じ学校に通う生徒同士が共同生活を行う寮に学校での人間関係が持ち込まれると、いじめが生じる危険性が高くなる。そして寮内でいじめが生じれば、いじめられる生徒にとっては保護者が不在で、かつ逃げ場もないという状況になり、重大化につながりやすいと考えられる。
- いじめを受けた生徒が所属する学校では、少人数でクラス替えもなく、小学校から高校まで持ち上がるようになっていた。そのため、一度いじめが起こるとその関係性が固定化し、重大化につながりやすかったと考えられる。
- 退部届の理由欄に「部活動内の陰湿ないじめを受けたため」との記載があったが、学校によるいじめ対応が行われた形跡はなかった。一般的に部活動でのいじめは発見されにくく、被害も深刻化しやすい特徴が認められる。

(2) 対応のポイント

- 元々の友人関係から徐々に発展していじめが重大化する場合があり、閉鎖的な集団だと、友人に異なる意見を言うことも難しくなる。その対策として、児童生徒と地域や家族との関わりをより強くしていくことが考えられる。
- 重大化したいじめの中には、部活動での人間関係に由来するものがあるが、それらの部活動には、主に「閉鎖的」「自主性に任せ教職員から見えにくい」「先輩と後輩の間に大きな力の差があり、先輩という立場を利用した理不尽な指導がなされている」などの特徴が見られた。そのため、部活動内にそのような雰囲気や暗黙のルールがないか、留意する必要がある。
- 部活動では、顧問の力が強く、指導スタイルが強権的であると、それを児童生徒が模倣することにより、いじめが起きやすくなる可能性がある。また、顧問のみが部活動内で起きた事案に対応すると、いじめへの十分な対応が困難になり、重大化してしまう場合があるため、複数の教職員で対応することが重要である。

チェック項目

- 人間関係が固定されやすい閉鎖的な集団（部活動やメンバーが固定化された学級、小規模校における学級など）では、集団独特の価値観やルールが生まれやすく、それがいじめの発生・重大化につながりやすいことを理解していますか。
- 学級や部活動について、なるべく複数の教職員で担当し、児童生徒の様子を観察して気になる児童生徒には声を掛けるなど、児童生徒の不安や困り感に寄り添うようにしていますか。

Ⅱ

いじめの防止・重大化予防のための
全ての児童生徒にとって
安全で安心な学校・学級づくり

いじめの防止・重大化予防のための 全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり

児童生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになるためには、学校や学級が、児童生徒の人権が尊重されるとともに、児童生徒が自分の意見を否定されることがないと感じ、気持ちや考えを自由に話すことができるなど、安心して過ごせる場となること（心理的安全性が確保されること）が必要です。

特に学級・ホームルームは児童生徒にとって、学習や生活など、学校生活の基盤となるものであり、児童生徒は、学校生活の多くの時間を学級・ホームルームで過ごします。そのため、学級・ホームルームでの友人や教職員との関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることになります。

したがって、「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり」を目指し、日常的にその取組を進めることは、様々な生徒指導上の諸課題に対応する基礎づくりとなります。特に、いじめが生じる背景には、いじめを行う児童生徒の学習や人間関係等のストレスが関わっている場合があることを踏まえれば、「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり」こそ、いじめ防止の基本的な取組と言えます。

また、国立教育政策研究所が令和6年度に実施した調査（※）によれば、児童生徒の学校への所属意識や好感といった「学校とのつながり」がいじめの防止に寄与することが分かっています。さらに、「学校とのつながり」は、児童生徒同士が協力し合い、安心して過ごすことができる学級雰囲気と強い関連があり、学級雰囲気をより良いものにするためには、学校・学級活動への参画を促すことや、児童生徒自身が自己有用感を実感できる支援を行うこと等が重要であることも分かっています。

以上のように、いじめの防止・重大化予防のためには、「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり」を心がけるとともに、全ての児童生徒が「学校とのつながり」を持てるようにすることが必要であり、生徒指導提要にも示しているとおり、以下4つの視点を意識することが重要です。その際、「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える」という生徒指導の目的を踏まえることが必要です。

① 多様性に配慮した学校・学級づくり

教室に、多様で異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気并确保し、児童生徒がお互いの違いを理解し、「他者の違いを理解し尊重することが必要である」「多種多様な人がいることで発想の幅が広がり、難しい課題の解決も可能になる」と思えるような機会をつくる必要があります。自分と他者の個性をそれぞれに尊重し、相手の立場に立って考え、行動できるようになることにより、共感的で、相互扶助的な人間関係をつくり上げることが必要です。

② 対等で自由な人間関係を構築する居場所としての学校・学級づくり

学校生活において、授業以外にも、部活動や文化祭・体育祭等の行事の運営など様々な観点から、児童生徒が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを探す機会をできるだけ多く提供し、その活動の中で、児童生徒が対等で自由な人間関係を構築できるようにすることが必要です。それとともに、児童生徒が、自分が行おうとしていることが認められ、周囲の人から応援してもらっていると感じることによって、学校も自分の居場所であると思えるようにすることが必要です。

③ 自分が誰かの役に立っていると思える自己有用感を育む

自分への信頼は、主体的に活動に参画することを通して、他者から認められ、他者の役に立っていると実感することにより育まれます。

例えば、異年齢交流や学級・ホームルームの係活動、児童会・生徒会活動等において何ができるのかについて、児童生徒自身が考える機会を用意し、お互いに助け合いながら積極的に取り組むことにより、児童生徒の自己有用感が育まれます。

④ 「困った、助けてほしい」と言える環境づくり

困ったときや悩みがあるときに、一人で耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったり相談したりすることができる雰囲気があるかどうかは、児童生徒の学校での安全・安心を確保する上で非常に重要です。そうした雰囲気を醸成するためには、「困った、助けてほしい」という声を教職員がしっかり受け止める体制を学校の中に築くことが必要です。日頃の何気ない会話をはじめ、ちょっとした相談にも丁寧に対応することを通じて、教職員との信頼関係が形成され、児童生徒に何か困ったことや悩みが生じたときの「相談してみようかな」という気持ちにつながります。

なお、上記①～④の視点は、個々の教職員が学級経営において取り組むだけではなく、校長・副校長・教頭等の管理職を中心に教職員が一体となって学校経営の中でしっかりと意識し、それに基づいた学年の取組や学級・ホームルーム経営が行われることが重要であり、個々の教職員の学級・ホームルーム経営について、教育委員会や校長等の管理職による適切な指導や援助が行われることが求められます。

他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではありません。しかし、その背景・要因には、児童生徒の不安や葛藤、劣等感等が潜んでいることが少なくなく、そのような背景・要因に対応するためには、お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土・雰囲気、児童生徒自らが主体的につくり上げることができるよう、教職員による児童生徒に寄り添った適切な支援を日常的に行うことが何よりも重要です。

いじめの防止・重大化予防のためには、「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり」を日常的に推進し、児童生徒が「学校とのつながり」を持てるようにする教職員の姿勢が不可欠であり、また、児童生徒との関係や対応に悩んだときに、教職員が互いに支え合い、支援を求めることができるような環境も重要です。教育委員会はこのような教職員の取組や教職員一人一人を支援する体制づくりが求められます。

(※) 「不登校・いじめ等の生徒指導上の諸課題と学校風土等との関連及び効果的な取組等に関する調査研究－地域との中・長期的な連携を生かして－」（国立教育政策研究所プロジェクト研究、令和6年度）



<URL> <https://youtu.be/3iSxJZkkc8A?si=bcc4pPUIlgkLl5zZ>

（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター令和7年度生徒指導研究推進協議会）

Ⅲ

こどもたちと、
こどもに関わるおとなの
皆様へのメッセージ

こどもたちへ

あいて　じんかく　いのち　そんちょう　なに　つた　と　だいいっぱい
～相手の人格と命を尊重し、何かあったら“伝える”ことがいじめを止める第一歩に～

だれ　いや　い　まいにち
誰かから嫌なことをされたり、言われたりすると、毎日がとてもつらく、どうすればよいか分からなくなることもあるでしょう。そんなとき、どうか一人で悩まないでください。あなたは、決して一人ではありません。あなたの周りには、あなたを大切な存在として守りたいと思ってくれる人や支えてくれる人がいます。身近な人に話しづらいときには、相談窓口（そうだんまどぐち）に相談してみるという方法（ほうほう）もあります。誰かに話すことで、心のモヤモヤが少し軽くなり、それが問題解決に向けた第一歩になります。

だれ　み　み　み　しんらい
誰かがいじめられているのを見かけたら、見て見ぬふりをしないで、信頼できる身近な大人（みぢかなおとな）に相談（そうだん）してほしいと思います。また、いじめられている子（こ）に「大丈夫（だいじょうぶ）？何かあったら話（はな）してね」と声をかけるだけでも、その子にとって心の支えになるはず（はず）です。もし、勇気（ゆうき）を出（だ）して、いじめている子（こ）に「もうやめなよ」と声をかけることができたなら、いじめている子を立ち止（とど）まらせるきっかけになります。あなたのきづこえ、そうだん、ふせ、おお、ちから、気付きや声かけ、相談（そうだん）が、いじめを防（は）ぐ大きな力（ちから）になります。

ゆうき　おも　おも
でも、それは勇気（ゆうき）のいることで、思いどおりにできないこともあると思います。自分（じぶん）がいじめのことを先生（せんせい）などの大人（おとな）に話（はな）をしたということが、いじめをしている子（こ）に伝わ（つた）ってしまうのではないかと心配（しんぱい）になり、告げ口（つぐち）をしたと思わ（おも）れたくない、と思うこともあるでしょう。また、いじめを止め（と）たり、「やめなよ」と言（い）ったりすることで、次（つぎ）は自分（じぶん）がいじめられるのではないかと心配（しんぱい）になるかもしれません。そういう心配（しんぱい）があるときは、決して一人で抱（かか）え込（こ）まずに、そのことも含（ふく）めて家族（かぞく）や学校（がっこう）の先生（せんせい）、相談（そうだん）窓口（まどぐち）などに相談（そうだん）してみてください。あなたのそういう不安（ふあん）を受け止（と）めて、相談（そうだん）された大人（おとな）はどのようにすればよいか一緒（いっしょ）に考（かんが）えてくれます。

また、もしあなたが「誰かを傷つけてしまったかもしれない」と感じているのなら、それは自分にとってしまった行動と向き合うチャンスです。そのときの自分が、どんな気持ちで、どんな状況だったのかを振り返り、自分自身の言葉、態度を見直してみましょう。自分のとった行動と真剣に向き合い、心の底から謝りたいと思ったのであれば、それを素直に言葉にして、相手に「ごめんなさい」と伝えることは、仲直りのきっかけになるとともに、あなたの成長にもつながります。

自分のことや友だちのことで困ったときは、迷わず周りの大人に伝えてください。相談してください。困ったことをなるべく早く解決して、あなたも友だちも笑顔で安心して学校生活を送ることが、私たちの願いです。

こども家庭庁や文部科学省では、こどもの皆さんが相談できる相談窓口をご案内しています。まずは気軽に相談してみませんか？



こども家庭庁のウェブサイト「[相談窓口を探す](#)」



文部科学省のウェブサイト「[子供のSOSの相談窓口](#)」



教職員・教育委員会等の皆様へ

～「小さなサイン」に気付き、寄り添う心を～

こどもたちのために、日々御尽力いただき感謝申し上げます。

いじめは、いじめを受けたこどもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

しかし、その多くは初めから「重大ないじめ」として現れるわけではありません。授業中の様子や休み時間の過ごし方の変化、学級やホームルームの雰囲気、不自然な沈黙やいつもと違う表情に違和感を覚えた経験はありませんか。いじめを受けたこどもは、重大な被害を受けていても、それを訴えることが恥ずかしい、誰かに相談しても状況は変わらないのではないかなどと考え、自分から積極的に「いじめられている」と声をあげられないことがあります。したがって、そうしたこどもが見せる「小さなサイン」に、いかに早く気付き、丁寧に向き合うことができるかが、いじめの重大化の予防にとって重要です。

この度、いじめの重大化予防のための参考資料として、本資料を作成しました。これは、いじめ重大事態に関する調査報告書の分析を通じて、いじめの重大化を防ぐための対応やいじめの重大化につながり得る要素・特徴を留意事項として整理したものです。校長をはじめ教職員の皆様におかれては、日々のこどもの観察やこどもとの関係構築、保護者との連携など、いじめの発生や重大化予防に必要な視点を改めて御確認いただきたいと思います。また、学校の組織としての対応力を高めるために、学校いじめ対策組織の会議や校内研修等で御活用ください。

いじめの重大化を防ぐためには、こどもの何気ない一言や表情、態度に潜む「助けて（SOS）」のサインに気付き、一人一人に対して適切な対応を行うことが重要です。それは、学校現場でこどもたちと日々向き合っている教職員の皆様だからこそできることと言えます。また、こどもたちは、自分の気持ちをうまく言葉にできないこともあります。だからこそ、受け止める大人の側に柔軟な想像力と敏感な感受性が求められます。何気ない中に「いつもと違う」態度を見逃さず、「助けて（SOS）」のサインを受け止めて対応することが、こどもたちの安心感と教職員への信頼感につながります。

私たちは、こどもたち一人一人の良さや可能性に気付き、それを引き出し、伸ばすことができるよう、日々こどもたちを支えている皆様の御尽力に心から敬意を表し、今後とも支援を充実させてまいります。「こどもまんなか」「すべてはこどもたちのために」を合言葉に、こどもが安心して過ごせる学校・社会の実現を共に目指していきましょう。

首長部局の皆様へ

～いじめの重大化を防ぐために、地域社会全体の連携を～

いじめは、学校の中だけで起こる問題ではなく、地域全体で向き合うべき社会的な課題です。こどもたちの安全と尊厳を守り、基本的人権を保障するためには、学校や教育委員会のみならず、首長部局の力も結集することが欠かせません。

いじめの重大化には、周囲の大人の「気付かなかった」「対応が遅れた」という要因がしばしば存在します。日頃関わりのある教職員や保護者には心配をかけたくない、学校生活で上手くいっていないことを知られるのが恥ずかしいなどの思いから、こどもが悩みや不安を言い出せずに孤立してしまう場合などがあるからです。他方、首長部局において、児童虐待事案や生活保護世帯等、福祉的な支援がなされている家庭と関わる中で、こどもの状況を把握し、そこからいじめの事実や疑いがあることがあるかもしれません。このように、首長部局には、学校や教育委員会とは異なるルートで重要な情報が得られる可能性があり、いじめの重大化を防ぐ上で、こどもたちに関わる様々な分野の関係者の役割が期待されることです。

首長部局には、教育委員会と連携しつつ、関係機関を横断的につなぎ、総合的なこどもの育ちや子育て支援体制を構築する役割が期待されています。例えば、総合教育会議をはじめとする学校や教育委員会との情報共有や審議、こども子育て・教育をめぐる相談窓口の充実や周知の促進など、地域の実情に応じた柔軟かつ着実な対応が求められます。また、本資料を活用した、地域住民の方々や関係機関・団体等も参加した研修の機会を設けることも考えられます。

さらに、こども家庭センターの整備や機能強化をはじめ、こどもの声を日常的に受け止められる場づくりにおいても、首長部局の政策的な支援は大きな意味を持ちます。こどもがどこにいても「安心して相談できる」「信頼できる大人がいる」と感じられる環境づくりには、行政の縦割りを超えた連携と、首長部局による力強い旗振りが不可欠です。

いじめの防止・早期対応は、こどもたちの命と未来を守るための最も基本的な責務です。地域の行政を担う首長部局の皆様が、学校や教育委員会のパートナーとして、本資料を活用していただき、いじめの防止及び重大化予防に主体的に関わってくださることを心よりお願い申し上げます。

【首長部局の皆様特に御確認いただきたい留意事項】

- ・【1-1】児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応
- ・【1-2】言葉以外のサインの察知
- ・【1-3】特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解
- ・【1-4】特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援
- ・【1-8】地域の関係機関との連携
- ・【2-4】インターネット・SNSにおけるいじめ

保護者の皆様へ

～いじめから子どもを守るために、家庭と学校が手を携えて～

子どもたちは、日々の学校生活の中で様々な気持ちを抱えながら過ごしています。楽しさや喜びの一方で、時には不安や孤独、つらさを感じているかもしれません。そうした感情をそのままにしておくと、周囲の大人が気付かないうちに深刻な事態に発展してしまうことも考えられます。

御家庭でのお子さんのちょっとした変化——表情が暗い、家族との会話が減った、学校や友達の話が減った、食欲がなくなったり黙って食べたりするようになった、勉強をしなくなった、集中力がなくなった、寝付きが悪い、夜眠れない日が続く、些細なことでイライラする、物に当たる、自分の部屋に閉じこもる時間が増えた——こうした行動や態度は、いじめや悩みのサインかもしれません。そのサインに気付くことのできる存在が保護者の皆様です。サインに気付いたときは、こどもの良き相談相手になってあげてください。大切なのは、こどもの話をじっくりと時間をかけて傾聴すること、こどもの気持ちを受け入れることです。様子がおかしいときこそ、問い詰めたり、結論を急がせたりしないでください。また、学校での悩みを打ち明けられたときは、学校や先生方といっしょに、どのような方法で共有するのがよいか、こどもと一緒に話し合ってみてください。

いじめの重大化を防ぐためには、まずは「家庭」と「学校」が信頼関係を築き、子どもたちと一緒に支える姿勢が大切です。いじめの心配がある場合は、こどもの意思を尊重しながら、先生に伝えることで、学校側が早期に状況を把握し、適切に対応することが可能になります。また、先生に伝える上で、心配がある場合には、その心配の内容も含めて先生に相談してみてください。連携の第一歩は、「こどもを守り抜く」という共通の願いを持つ保護者と教職員との対話から始まります。

また、こどもがいじめに加害の側で関わっている可能性があるときも、責めたり突き放したりせず、まずはこどもの話を聴いてあげてください。「あなたのことを理解したい」「一緒に考えよう」という姿勢が、こどもに安心をもたらし、こどもが自らの行為と向き合うきっかけになります。

私たちは、子どもたちが安心して毎日を過ごせる環境を、地域社会全体で築いていきたいと考えています。保護者の皆様におかれては、学校と手を携えながら、お子さんに寄り添い、支えてください。皆様の行動が、こどもにとって、そして、いじめの防止に向けてかけがえのない力になります。

【保護者の皆様に特に御確認いただきたい留意事項】

- ・【1-1】児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応
- ・【1-2】言葉以外のサインの察知
- ・【1-7】いじめを行った児童生徒への対応
- ・【1-9】保護者・地域と協働したいじめ対策
- ・【2-4】インターネット・SNSにおけるいじめ

地域の皆様へ

～こどもたちをいじめから守るために、地域だからこそできること～

こどもたちは、学校だけでなく、家庭や地域など、あらゆる場面で他者と関わりながら成長していきます。だからこそ、いじめの問題は「学校だけの問題」ではありません。地域に暮らす全ての人々が関心を持ち、できることを一緒に考えることが、こどもたちを守る大きな力になります。

いじめは、時に小さな違和感やからかいから始まり、やがて無視や暴力、ネット上での誹謗中傷など、重大な被害に発展していくことがあります。そうした深刻化を防ぐためには、地域住民の皆様がいじめの兆しに気付いたら、早期に対応していただくことがとても重要です。

地域の中には、登下校を見守ってくださっている方、放課後の居場所を提供してくださっている方など、日々こどもたちの姿を見守っている方々がおられます。このように、多くの地域住民の皆様が、こどもたちと日常的に関わっていただくことで、こどもたちは「自分のことを気にかけてくれる人が地域にもいる」と感じ、安心につながります。「おはよう」「元気？」といった何気ない言葉がけの積み重ねによって、地域住民の皆様への信頼が少しずつ育まれていくのです。

いじめを防ぎ、見逃さない社会は、こども・大人に関わらず、すべての世代の人々が安心して暮らせる社会であり、地域でこどもを見守り、支え合う関係は、こどもたちが育つための大切な土台と言えます。地域住民の皆様の温かなまなざしと行動で、こどもたちの健やかな成長を支えていただくよう心よりお願いいたします。

【地域の皆様に特に御確認いただきたい留意事項】

- ・【1-1】児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応
- ・【1-2】言葉以外のサインの察知
- ・【1-9】保護者・地域と協働したいじめ対策

いじめの重大化要因等の分析・検討会議

【構成員】 ○：座長

新井 肇 関西外国語大学外国語学部教授

石川 悦子 こども教育宝仙大学教授

○ 清原 慶子 杏林大学客員教授・前東京都三鷹市長

栗山 博史 弁護士（神奈川県弁護士会所属）

澤田 真由美 株式会社先生の幸せ研究所代表取締役

野澤 和弘 植草学園大学副学長（教授）
一般社団法人スローコミュニケーション代表

村宮 汐莉 地域・教育コーディネーター

（五十音順、敬称略）

【分析実務担当事業者】

公益社団法人子どもの発達科学研究所 所長・主席研究員 和久田 学

副所長・主任研究員 大須賀 優子

副主任研究員 津久井 伸明

研究員 深澤 裕子

研究員 石橋 浩美

元研究員 平田 郁絵

審議経過

第1回 令和7年1月20日

- いじめの重大事態調査報告書の分析の進め方、方法等について

第2回 令和7年2月17日

- いじめの重大事態調査報告書（11事例）の分析について

第3回 令和7年3月13日

- いじめの重大事態調査報告書（9事例）の分析について

第4回 令和7年4月14日

- いじめの重大事態調査報告書（12事例）の分析について

第5回 令和7年5月19日

- いじめの重大化を防ぐための留意事項について

第6回 令和7年6月16日

- いじめの重大化を防ぐための留意事項について

第7回 令和7年7月28日

- いじめの重大化を防ぐための留意事項について

第8回 令和7年8月28日

- いじめの重大化を防ぐための留意事項について

第9回 令和7年9月30日

- いじめの重大化を防ぐための留意事項について

参考資料

[いじめ防止対策推進法](#)



[いじめの防止等のための基本的な方針](#)



[いじめの重大事態の調査に関するガイドライン](#)



[いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト](#)



[生徒指導提要](#)



こどもまんなか
こども家庭庁



文部科学省